

氏 名 (本 籍)	ケネス・ウィリアム・ヘンリー (オーストラリア)		
学 位 の 種 類	教 育 学 博 士		
学 位 記 番 号	博 乙 第 114 号		
学 位 授 与 年 月 日	昭和58年 1 月 31日		
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 5 条第 2 項該当		
審 査 研 究 科	心身障害学研究科		
学 位 論 文 題 目	DEVELOPMENT OF SPECIAL EDUCATION FOR THE INTELLECTUALLY HANDICAPPED WITH PARTICULAR REFERENCE TO VICTORIA, AUSTRALIA, AND TOKYO, JAPAN. —THE DEVELOPMENT OF SOCIETAL ATTITUDES TOWARDS PEOPLE WHO ARE SUFFERING FROM INTELLECTUAL IMPAIRMENT— (オーストラリア・ビクトリア州と東京都を中心とした知能障害児教育の歴史的発展の研究——知能障害児・者に対する社会の態度の発展——)		
主 査	筑波大学教授	教育学博士	岡 田 明
副 査	筑波大学教授		三 沢 義 一
副 査	筑波大学助教授	教育学博士	津 田 裕 次
副 査	筑波大学助教授		桑 原 敏 明
副 査	筑波大学教授	文学博士	金 子 隆 芳
副 査	筑波大学教授	教育学博士	松 浦 義 行

論 文 の 要 旨

本研究の主要な目的は、オーストラリア・ビクトリア州と東京都を中心とした知能障害児教育を歴史的に展望し、特に、知能障害児・者に対する社会の態度がどのように発展してきたかを明らかにすることである。また、それらをふまえ、知能障害児教育のあるべき姿をも追求することを目的とする。

本研究の主要な研究法は、比較法である。文献や資料の分析にあたっては、1. 記述 2. 解釈 3. 並置juxtaposition 4. 比較という4段階がとられた。

資料の収集にあたっては、特殊教育界の著名な人物との面接や講義、セミナー、研究会への参加を実施し、多くの情報を得た。そのために数度、来日している。

文献調査は、1976年から1981年まで実施した。資料のソースを示すと次のようになる。

オーストラリアについては次のとおりである。ビクトリア精神療養所図書館、ビクトリア博物館

図書館、ビクトリア州教育庁、ビクトリア精神薄弱者サービスセンター、メルボルン州立大学特殊教育学科図書館、知能障害者のための私立の学校組織及び施設、教育庁、厚生省、精神薄弱者サービスセンターによる特殊学級、通級訓練センター及び施設。

日本では次のとおりである。筑波大学図書館、山口薫教授、津曲裕次助教授、小嶋英夫教授、ならびに三木安正教授の蔵書、東京都教育委員会、東京都心身障害者福祉センター、文部省、東京学芸大学特殊教育研究施設、国立特殊教育総合研究所、日本精神薄弱者育成会、日本障害者リハビリテーション協会、私立特殊学校及び施設、公立特殊学校、特殊学級及び施設。

資料のカテゴリーを示せば次のようになる。

- (1) 歴史的資料
- (2) 知能障害者の分類とラベリングに関する資料
- (3) 隔離と統合に関する資料
- (4) 今日の動向と統計資料

研究の主要な結果は次のようである。まず知能障害児・者に対する社会的態度の時代区分が歴史的資料をもとに明らかにされた。20世紀にいたるまでに幼児殺しの時代era of infanticide、嘲笑の時代era of ridicule、恐怖の時代era of fear、非難の時代era of blame、実験の時代era of experimentationが存在することが明らかにされた。20世紀に入ってからには次のような区分が可能になった。無関心の時代1900—1940、同情の時代1940—1958、権利承認ならびに受容の時代1958—1981。なお、将来は“同質の時代”era of equalityが志向されなければならないことが強調されている。“同質の時代”とは“質”qualityが同じということであり、健常児の教育と同じ教育機会を一般の教育方法を用いて与えることではない。健常児と同じように知能障害児の発達が保障されることが同質の教育である。

知能障害の不適応行動の多くは、知能障害の必然的帰結であるよりも、むしろ社会の非現実的な環境的圧力ないしは隔離に対する反応なのである。

両地における知能テストによる知能障害児の範疇化は彼らの就職に不利益をもたらした。これを救うには、かれらが何ができて何ができないかの機能的分類システムを採用し、それにもとづく指導が展開されなければならない。

歴史的事実をもとにして考究すれば、知能障害児が普通教育に統合されながら、付加的援助を受けることがかれらが適切に適応し、自立していく上で大切である。そのためには専門教師の十分な供給、十分な資金、適切な教育養成、知能障害児のニーズに応じた設備や装置の供給が適切におこなわれることが大切である。

両地の知能障害児に対する教育を展望すると、東京都はビクトリア州より10年早く特殊学級を開始し、そのシステムは第2次世界大戦後まで維持された。東京都の補助を受けた3校の特殊学校の他には隔離された特殊学校は存在せず、うまく統合されていた。一方、ビクトリア州はすべて隔離された特殊学校3校と施設特殊学校5校があった。

両者の特殊教育システムは、小学校レベルでは類似しているが、中学校レベル以降は東京都の方

がはるかに秀れている。東京都では、職業準備訓練を含む3年間の中等義務教育が提供されているが、ビクトリア州では知的障害児のための中学校システムは存在しない。年齢的あるいは能力的に中学校レベルに達した知的障害児も小学校レベルに留まらねばならず、彼らは、大抵、小学校教師の指導を受けている。また、東京都ではビクトリア州より20%多くの知的障害児が一般の職場に就職している。

日本では身体障害者雇用促進法により公共機関は全雇用者の1.9%、私企業は1.5%の割合で障害者を雇用することが義務づけられている。東京都は企業等が知的障害児・者を雇用するための助成金を出している。ビクトリア州ではそのようなサービスがない。

両地に共通する問題は、知的障害児・者のための特殊学級、特殊学校および施設の20~25%は専門の訓練を受けていない教師や職員を有しているということである。改善の傾向は東京都の方にある。

ビクトリア州教育庁は、聴覚障害教育に関する法律を定め、その下で、聴覚障害教育の資格を有する教師のみが、聴覚障害児の教育あるいはその監督にあたることができる。しかし、知的障害児は専門教育が供給されず、普通学校の資格を有する教師がその教育プログラムの指導をすることすらされない場合もある。

両地では、親の会などが法律や教育法規の改正を求めて政府に迫ってきた。しかし、その改正は資金的うら付けが得られないまま実現しないことが多かった。たとえば、ビクトリア州では知的障害児のニーズに応じた付加的サービスをおこなう1958年の教育条例に対する1973年の修正案が上程されたが、資金不足のために実現しなかった。1973年には、東京都では彼らに義務教育を導入した。ただし、例外条項があり、重度障害児の就学は任意とされた。

両地を比較して特筆されることは、ビクトリア州で知的障害児の統合分野での次陥がいちじるしいことである。東京都では知的障害児の大多数が普通教育に組み込まれている。統合の上で普通児と“同質”の教育が与えられることが理想であるがそこまではたちいたっていない。

審 査 の 要 旨

本研究の目的はオーストラリアと日本の2つの都市と知的障害児教育を歴史的に展望し、特に知的障害児・者に対する社会的態度がどのように発展してきたかを明らかにし、あわせて、知的障害児教育のあるべき姿を追求することであった。

その結果、両地に共通して歴史的発展にいくつかの時代区分が可能になった。これらは、これからの知的障害児教育に有効な示唆を与えるものである。将来は、“同質”の時代era of equalityでなければならないとする方向づけはともに新しい知見を提供していると言える。

ただし、両国の2都市のみについて検討していること、文化的・地理的条件を十分分析し、その上で両地を比較していないこと、軽度知的障害児に関する情報が不足している点などは今後の研究

として残されている点である。

知能障害児教育のあるべき姿として、条件をととのえての統合方式をとること、機能的分類システムを採用することなどの指摘は有効な指摘であるといえる。また、困難な研究条件を克服して国際的な研究を遂行したことは高く評価されるところである。

以上の諸点を総合して、本論文は、教育学博士論文に値するものと判断された
よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。